

プロポーザル方式における特定結果書

1. 業務名

令和6年度上今井遊水地大規模土砂掘削・運搬施工計画検討業務
2. 所属事務所

千曲川河川事務所
3. 方式

簡易公募型プロポーザル方式
4. 公示日

令和7年1月21日
5. 選定通知日

令和7年2月5日
6. 特定通知日

令和7年3月7日

技術提案書提出者	特定の 有 無	特定されなかった理由
(株) 東京建設コンサルタント	○	
以下余白		

プロポーザル評価表（総合評価型） その1

1. 業務名 **令和6年度上今井遊水地大規模土砂掘削・運搬施工計画検討業務**
2. 所属事務所 千曲川河川事務所
3. 方式 簡易公募型プロポーザル方式
4. 選定通知日 令和7年2月5日
5. 特定通知日 令和7年3月7日

評価項目	評価の着目点				技術点/ 評価の ウェイト	A社 (株)東京建 設コンサルタント
						点数
予 定 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	管 理 技 術 者	資格・ 実績等	技術者 資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	2	2.0
			業務執行 技術力	平成26年度以降の同種・類似業務等の実績の内容	4	4.0
			地域精通度	平成26年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無	4	4.0
		成績・ 表彰	業務成績	令和2年度～令和5年度に担当した業務の技術者成績	16	15.0
			優良表彰	令和3年度～令和6年度の技術者表彰の有無	4	0.0
	担 当 技 術 者	資格・ 実績等	技術者 資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	2	1.0
			業務執行 技術力	平成26年度以降の同種・類似業務等の実績の内容	2	2.0
			地域精通度	平成26年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無	4	4.0
		成績・ 表彰	業務成績	令和2年度～令和5年度に担当した業務の技術者成績	8	7.0
			優良表彰	令和3年度～令和6年度の技術者表彰の有無	2	0.0
実 施 方 工 程 ・ 表 実 ・ 施 そ の 他 ・	業 務 理 解 度		目的、条件、内容の理解度		10	10.0
	実 施 手 順		実施フローの妥当性		10	6.0
			工程計画の妥当性		10	7.3
	そ の 他		有益な代替案、重要事項の指摘		10	7.3
			業務の円滑な実施に関する提案		10	8.7
小計					100	80.3

プロポーザル評価表（総合評価型） その2

1. 業務名 令和6年度上今井遊水地大規模土砂掘削・運搬施工計画検討業務
2. 所属事務所 千曲川河川事務所
3. 方式 簡易公募型プロポーザル方式
4. 選定通知日 令和7年2月5日
5. 特定通知日 令和7年3月7日

評価項目	評価の着目点			技術点/ 評価の ウェート	A社 (株)東京建 設コンサルタント		
					点数		
評価 テ ー マ に 対 す る 技 術 提 案	全 体	評価テーマ間 の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性	10	6.0		
	評 価 テ ー マ	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性	10	8.7		
			着目点、問題点、解決方法等の適切かつ論理的な整理	10	10.0		
			業務の重要度を考慮した提案	6	3.6		
			当該業務の難易度に相応しい提案	10	6.0		
		実現性	提案内容の説得力	10	8.7		
			提案内容を裏付ける類似実績	10	7.3		
			利用しようとする技術基準、資料が適切	6	3.6		
		独創性	工学的知見に基づく全く新しい提案	6	2.4		
			高度の検討・解析手法の提案	8	0.0		
			複数の既存技術を統合化する提案	8	0.0		
			新工法採用の提案	6	3.6		
		小 計				100	59.9
		合 計				200	140.2

随意契約理由書

契約業者名： （株）東京建設コンサルタント

業務の名称： 令和６年度上今井遊水地大規模土砂掘削・運搬施工計画検討業務

随意契約理由：

本業務は、千曲川河川事務所管内に計画する遊水地整備での大規模掘削工について、掘削土の利活用先・用途・必要量を整理した上で、土質分布に留意しつつ限られた期間内での経済性、効率性及び社会的影響の視点から施行方法、必要な仮設備及び施工ヤードの配置を施工ステップ毎に図面、数量などを整え、最適な施工計画を立案することを目的とする。

本業務の実施にあたっては、高度な技術力と知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、上記業者は、技術提案書の内容が総合的に適した者と認められるので、特定したものである。

よって、会計法第２９条の３第４項及び予算決算及び会計令第１０２条の４第３号の規定により、上記業者と随意契約を締結するものである。